

平成 2 2 年第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 4 日 開 会
平成 2 2 年 5 月 1 4 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 5 月 1 4 日 金曜日

平成22年第3回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成22年5月14日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月14日金曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

20番 大石綾子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	宮地 和彦
会計管理者兼会計課長	野島 恵一	下水道課長	佐々木 寿幸
総務課長	法光院 晶一	環境課長	横谷 勝正
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢二	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	健康づくり推進課長	几内 一秀
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	竹内 敬
収納管理課長	阿部 政敏	林政課長	舟谷 益夫
防災対策課長	吉村 泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎 綾子	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	今田 博明
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長	岡本 博臣
農政課長	中井 潤	地域振興課長	西村 博之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼 保 支 援 課 長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生 涯 学 習 課 長 田 島 基 宏
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン ター 所 長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 宮 政 水 水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
4号）
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
4号）
- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第 43号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

同意第 1号 副市長の選任について

同意第 2号 監査委員の選任について

同意第 3号 監査委員の選任について

同意第 4号 教育委員会委員の任命について

同意第 5号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成22年第3回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成22年5月14日(金) 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 4号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

報告第 5号 学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 6号 学校給食費滞納整理における和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市一般会計補正予算(第8号)

日程第5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第7 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて

			平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
日程第9	承認第	6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第10	承認第	7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補 正予算(第4号)
日程第11	承認第	8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補 正予算(第4号)
日程第12	承認第	9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13	承認第	10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第14	承認第	11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正す る条例の制定について
日程第15	議案第	43号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第16	同意第	1号	副市長の選任について
日程第17	同意第	2号	監査委員の選任について
日程第18	同意第	3号	監査委員の選任について
日程第19	同意第	4号	教育委員会委員の任命について
日程第20	同意第	5号	教育委員会委員の任命について
日程第21			選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

会議録署名議員

12番、久保信彦君、24番、石川彰宏君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分 開会)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから平成22年第3回香美市議会臨時会を開会します。

議事日程に入る前に報告をします。20番、大石綏子君は、親族の葬儀のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入る前に去る4月1日付職員の人事異動による執行部の説明員の方々の配置がえ並びに兼務職を報告をいたします。

まず初めに、野島恵一君が出納室長から会計管理者兼会計課長に、岡本博臣君が林政課長から物部支所長に、中井潤君が建設都計課長から農政課長に、宮地和彦君が農政課長から建設都計課長に、几内一秀君が生涯学習課長から健康づくり推進課長に、竹内敬君が香北支所地域振興課長から地籍調査課長に、田島基宏君が地籍調査課長から生涯学習課長に、奥宮政水君が収納管理課住宅新築資金担当参事から農業委員会事務局長に、また新たに舟谷益夫君が林政課長に、今田博明君が香北支所地域振興課長となっております。

これより日程に入りますが、その前に平成22年第3回香美市議会臨時会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙の中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る3月21日告示の市長選挙も無投票当選が確定し、門脇市政も2期目がスタートをいたしました。香美市の独自性の発揮と市政発展を期待するところであります。

本議会には、報告案件3件、承認案件11件、議案第43号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてから同意第1号から同意第5号までと選挙管理委員会委員、同補充員候補者の選挙についての議案が上程をされております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて12番久保信彦君、24番、石川彰宏君の両君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。18番、山本でございます。本日招集されました平成22年第3回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり、本日1日とし

ました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は合計 17 件であり、委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決します。

また、同意第 1 号から同意第 5 号までの人事案件について、総務課長より説明を受け、各案件は任期満了が予定されているため新たに選任あるいは任命しようとするもので、香美市議会運営申し合わせ事項により、質疑、討論は省略しまして採決します。

次に、その他の協議事項として選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について協議しました。選挙管理委員会委員及び同補充員が 5 月 25 日に任期満了となるため、新たに選出をする必要が生じたものであり、選挙の方法については指名推選によることに決定をしました。

その他議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会から報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日 1 日としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりです。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成 22 年第 2 回議会定例会において決定いたしました郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書ほか 5 件の意見書は、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

また、高知県選出国會議員に対する地方議會議員年金制度に関する適切な措置を求める要望活動を 4 月じゅうに終えました。

次に、市長から地方自治法施行令第 146 条の規定により報告第 4 号の繰越明許費繰越計算書の報告と、あわせて地方自治法第 180 条の規定により報告第 5 号から報告第 6 号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書、定期監査報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第 4、承認第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 21 年度香

美市一般会計補正予算（第8号）から、日程第20、同意第5号、教育委員会委員の任命についてまで、以上17件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成22年第3回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

早速でございますが、今臨時会に付しております報告事項並びに議案に対しましての提案説明を申し上げます。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についてであります。

報告第5号は、専決処分事項の報告についてで、学校給食費滞納整理における訴えの提起についてであります。

報告第6号は、学校給食費滞納整理における和解についてでございます。

次に、承認第1号から承認第11号は、平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）と各特別会計補正予算並びに条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分事項の承認についてでございます。

議案第43号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。香美市議員報酬及び特別職給与審議会の答申を踏まえ、本条例を改正するものでございます。

次に、同意第1号から同意第5号までは、副市長並びに監査委員の選任についてと教育委員会委員の任命についてでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、報告第4号から報告第6号までの専決処分事項について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告第4号でございますけれども、これは今も工事は進んでると思いますけれども、5月末までということのようですが、工事の進捗状況はどんなにか、ご質問をします。

それから、報告第6号ですけど、報告第6号は和解に至ったということでございますが、今まで本議会においても和解の案件が何件かあったと思いますけれども、その和解の決定はスムーズに実行されているのかどうか。あわせてこの利益を失いということ決定どおり支払っていない案件もあるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） おはようございます。片岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、3月議会におきましてご承認をいただきました繰越明許、雨水管渠の工事でございますけれども、雨水排水路の本体工事につきましてコンクリート工事等はすべてもう終了しております。今現在ゲートの工事に取りかかっておりまして、今月末には完成の予定でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

今まで支払督促を申し立てて訴訟になった案件が平成20年度で7件、そして平成21年度で5件、平成22年度で現在は1件になっております。合計13件になっておりまして、その中で完納をされたのが3件ございます。そして、月々幾らか約束どおり入っておるものがそのほかになっておりまして、中でどうしても約束どおり納付されてない方が1名ありまして、その方については裁判所へ強制執行の申し立てをしまして給与の差し押さえを1件しております。そして、支払督促ではなくて少額訴訟を平成21年度に1件しておりますが、その方についても和解になっておりますけど納付が約束どおりされておられませんので、その方についても給与の差し押さえの申し立てをして強制執行に移っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告ありましたが、本臨時会に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された議案は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これから、日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。私のほうから、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）を補足説明いたします。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）

平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）

平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,476万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億5,739万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

「第1表 歳入歳出補正予算」、事項別明細書及び款・項・目・節の内訳につきましては、承認1-70ページの提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算（第8号）提案説明書

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税（特別交付金）の国庫金、地方消費税交付金等の各種県交付金及び市債の額が確定し、また、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金が追加交付されたこと等により、平成22年3月31日付で専決処分いたしました。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に1億5,476万円を追加し、歳入歳出予算それぞれ169億5,739万4,000円としました。

概要は、歳入では地方交付税（特別交付税）の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加、福祉医療費助成事業費補助金の減額、老人保健特別会計繰入金の追加及び市債の減額が主なもので、歳出では、老人保護措置費委託料の減額、介護保険特別会計繰出金の減額、生活保護費の減額、福祉医療費の減額、市道美良布線側溝改修事業の追加、中学校耐震改修事業の減額、農林業施設災害復旧費の減額及び施設等整備基金費の追加等が主なものとなっています。

以下の歳入歳出予算の款別の補正予算概略については省略させていただきますので、後でご参照ください。

続きまして、承認1-11ページ、「第2表 繰越明許費補正」についてご説明いた

します。

第2表、繰越明許費につきましては、今回最終的に繰越額が確定した事業について追加補正を行ったものでございます。第2款、総務費で1件、4,871万円、6款、農林水産業費で3件、1,024万8,000円、8款、土木費で3件、3,794万4,000円、10款、教育費で1件、645万4,000円、11款、災害復旧費で1件、642万6,000円、合計9件、1億978万2,000円を追加し、それぞれ補正後の金額どおりとしております。合計で19億1,314万3,000円としました。

次に、承認1-12ページ、「第3表 地方債補正」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、学校耐震事業、太陽光発電設置事業にかかわる義務教育施設整備事業債を5,000万円増の6億4,250万円としました。補正後の起債限度額につきましては、5,000万円増の24億9,258万1,000円としました。起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じでございますので、よろしくお願いたします。それから、承認1-74ページにその内訳を添付してございますので、ご参照ください。

以上で説明終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番です。

まず、資料の大きなわかりやすい数字でありありがとうございました。

それと、承認1-41ページですが、1点お尋ねします。

38節の福祉医療費過年度分返納金ですが、これの内訳がわかりましたらお願します。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。細かい資料をちょっと持ち合わせてないです。また後ほどそしたら。（後に説明あり）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

承認1-31ページの総務費国庫補助金関係で、先ほど説明でも地域活性化・公共投資臨時交付金、同じくきめ細かな臨時交付金ということで入ってきたという説明もされてたわけですが、実際出のほうでも見ましたら財源の区分の変更とか美良布の関係とかがあったんですけど、1点まず伺いたいのは、この公共投資、きめ細かな、双方の臨時交付金の今後の展開といいますか、これ3月議会でも出ちゃってまた出てきましたわね。そら入ることはうれしいことですが、ただ、限られた期間で事業を起こすときに財源区分の変更とか、こちら側にしたらいろいろ事業はあるんでしょうが、ハード中心にそういうふうに行っているわけですが、お金はおりてくるけど、こちらのほうの使うほうの順位づけとかそういうのがどのようにされてるのか、そこら辺のことをまずお尋ね

します。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） ご存じのとおり、昨年度はいろいろな交付金をいただきまして活発に事業行ってまいりました。その中で順位づけと申しますと、これは各担当課にそれぞれこういったお金が来ますので、まず緊急にやるべきものがどれなのかというのを提案していただき、その中で市長を含め関係者の者で選考して配分をいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連です。

国のほうがそれは決めてきて配分してるわけですけども、実際使うほうとして期間が短過ぎて単年度で使い切らんといかんという部分もある中で事業課サイドとしては本当に使いやすいのかどうかというのが、そらありがたいことはありがたいですよ、大前提は。それから、こういう可能性が今後も継続するんであるんやったらきれいに精査しているとも思うんですが、逆に言うたら今回出てるように財源区分の変更でやってるとかそういうテクニックもあろうかとも思うんですけども、逆に言うたらこの事業にぼんと充てて効果を上げるとか、そういう発想が美良布以外にもなかったのか、そういうのをちょっと再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 確かに一時期に集中して事業費がおりてくるということにつきまして、それぞれ担当課が結構精査する余裕もなかった状況はあります。ただし、本来以前からこういった要望があった部分について、その部分にいわゆる行政サービスとして手が回って、新たな舗装、修繕、こういった部分ができてきたという成果もありますし、それから、平成22年度、基本的には平成21年度ですが、繰り越しができますので、1年分は余裕がありますので、その部分で対応し切れるということでございます。

ただ、美良布部分につきましては、これもアンパンマンの関係でカラー舗装しておりますけど、それと一緒に従前からそういった要望が出てきておったのをそのまま当然財政的な考えで保留しておった部分をこの際全部やろうと。それから、同じく旧の山田の商店街の側溝についてもそういった部分、かねてから保留されておった部分を掘り起こして再度こういった事業で整備していったという経過でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 考え方としてももちろんわかるんですけど、地域経済の観点からいったら、私はやっぱり長い間仕事が順調にあるというのが業者サイドから言うても喜ばれるというふうに思うんです。だから、先ほど課長が言われたように、事業を出すサイドにしてもやっぱり慎重ということが第一義的であってというふうにも思うんで

す。だから、そういう要望は常々県とか国とかいう、県を通して国に上げていくとか、やっぱり余りにも集中して、このときにはごっそり仕事があったけんどあとは何ちゃあなかったぜよというふうな格好には、現時点では推測は不可能かもしれませんが、やっぱり長期的に安定的に仕事があるというがは地元の業者なんかは大変ありがたい部分でもあるかと思うんですが、そういうふうな声なんかは上げられたことはあるのか。それとも、それはもうそれで受けとめて、今までの課題やった部分を集中的にやりやあえいわというふうな発想なのか、それをこの件については最後お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） ご心配なされることは十二分わかります。ただし、我々につきましてもこの今まで来ました3つですか、交付金につきましては思いがけない国からのプレゼントというふうな受け取り方をしてまして、緊急にやるべきことはやってきてる。ただ、そういった要望、長期に5年間使うて構いません、基金でやってくださいとかいうような要望が言える機会があればそれを上のほうへ申し上げたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 依光です。

済みません。承認1-35ページの3目の4節、緑の分権改革、今回減額になってますよね。何か事業がどの部分に変更されたか、その内容わかればご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 林政課、舟谷です。依光議員の質問にお答えします。

減額になったのは、一度計画書を県のほうに上げまして、県から総務省のほうに送って、総務省のほうで精査されて1,263万円減額となりました。減額にあわせてちょっと計画内容を見直しまして、例えばペレットの製造機器のリース料をやめてペレットのおが粉まで地元のほうでつくってそれを工場のほうに製造依頼するとか、ほかいろいろ工夫して調査、実証が終わるような形で計画を練り直しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

承認1-36ページの出資金精算収入の開発公社の残余財産収入ということで904万1,000円ということですが、この点について整理が終わって金額としてはこの部分が入ってきたという、ちょっとこの具体的な中身を伺いたいんですけども、金額的にはこのお金であったんでしょうが、解散することによって市に帰属する部分がほかにもいろいろあるのかないのか。開発公社のあれを見てきてませんので、ちょっと具体的にはわかりかねる部分もありますが、すっきりさせたいために伺っております。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（瀨田賢二君） お答えいたします。

これ3月議会のときにたしか財団法人の決算についてはお示しをしたかと思えますけれども、内訳については出資金500万円と、それとあとゴルフのプレー権なんかを売ったお金がございましたので、そういったものまとめて結果的にこの金額になっておりまして、それを市のほうに寄附をするという形で処理をさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

承認2-3ページをお願いします。

平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成21年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,572万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億10万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認2-4ページ、承認2-5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」及び承認2-6ページ、承認2-7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、承認2

－ 1 3 ページの補正予算提案説明書により説明させていただきます。

承認 2－1 3 ページをお願いします。

平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）提案説明書

今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額から 1, 5 7 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算それぞれ 5 億 1 0 万 5, 0 0 0 円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳 入）

1 款「事業収入」

水道使用料 4 6 0 万円を減額しました。

2 款「繰入金」

一般会計繰入金 5 0 2 万 5, 0 0 0 円を減額しました。

4 款「諸収入」

市簡易水道移設補償費 3 6 0 万円を減額しました。

5 款「市債」

簡易水道事業債及び過疎対策事業債 2 5 0 万円を減額しました。

（歳 出）

1 款「事業費」

1 項簡易水道費で事業費確定による不用額調整のため、総額で 1, 5 7 2 万 5, 0 0 0 円の減額となりました。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6、承認第 3 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 承認第 3 号の提案説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

承認3-3ページお願いいたします。

平成21年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,357万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,551万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認3-6ページお願いいたします。「第2表 繰越明許費補正」でございますけれども、補正前、3月議会時点で浸水対策下水道事業として2,481万円のご承認をいただいたところでございますけれども、今回起債等の借り入れの関係によりまして若干調整をいたしまして2,490万円と、9万円の増といたしまして繰越明許費の補正を計上させていただいております。

以下につきまして、承認3-16ページの提案説明書を朗読して提案理由とさせていただきます。

平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算は、下水道事業費補助金及び市債の額が確定したため平成22年3月31日付で専決処分しました。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から3,357万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,551万8,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

3款 国庫支出金

下水道事業費補助金760万円を減額しました。

5款 繰入金

一般会計繰入金1,197万1,000円を減額しました。

8款 市債

下水道事業債 710 万円を減額、過疎対策事業債 690 万円を減額、総額 1,400 万円を減額しました。

歳出といたしまして、1 款、下水道費、下水道管理費で 500 万円を減額、下水道施設費で 2,487 万 2,000 円を減額しました。主に、浦戸湾流域下水道維持管理負担金及び委託料並びに市上水道移設補償費の減額によるもので、入札減によるものが主たる原因となっております。

2 款 公債費

公債費で利子 120 万円を減額しました。

3 款 予備費

予備費で 249 万 9,000 円を減額しました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7、承認第 4 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 21 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 承認第 4 号、専決処分事項の承認を求めることについての提案説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 5 月 14 日提出、香美市長 門脇楨夫

専決処分事項

平成 21 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

承認 4-3 ページをお願いいたします。

平成 21 年度香美市の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,758万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

以下につきましては、承認4-15ページにございます提案説明書に補足説明を加えて提案理由の説明とさせていただきます。

今回の補正予算は、下水道事業費補助金及び市債の額が確定したため平成22年3月31日付けで専決処分しました。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,758万5,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

(歳入)

1款 分担金及び負担金

分担金150万円を減額しました。

3款 国庫支出金

特定環境保全公共下水道事業費補助金760万円を減額しました。

5款 繰入金

一般会計繰入金540万円を減額しました。

8款 市債(後に「7款」と訂正あり)

下水道事業債220万円を減額、過疎対策事業債230万円を減額、総額450万円を減額しました。

(歳出)

1款 下水道費

下水道管理費で420万円を減額、下水道施設費で1,410万円を減額しました。主に、工事請負費の減額によるものでございます。

3款 予備費

予備費で70万円を減額しました。

承認4-13ページお願いいたします。下水道施設費の下水道建設費におきまして、美良布のクリーンセンターにおきまして流入流量計の工事を本年、平成21年度に設置いたしましたけれども、機械物でございまして非常に大きな入札減ができました。そういうことによりまして、上の13節におきます基本計画策定委託につきましても当初計画の約7割程度の請負金額になったということで、この2件大きな入札減という形での減額となっております。

当初の目的につきまして、あと1ページ手前にめくっていただきまして承認4-12

ページでございますけれども、ちょっと懸案になっております香北町の管渠の維持補修につきましてほぼカメラ調査が今回終わることができまして現在集計をしておるところでございますが、まず、最も懸念されてるところにつきまして本年度、平成22年度に工事を行いたいというふうな形で、平成21年度につきましてはカメラ調査の集計を行ったということで15節の工事請負費の減額が今回計上させていただいております。その分につきましては、平成22年度に一部分からでございますけれども工事を始めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 承認4-12ページでお願いします。

さっき課長からご説明のありましたカメラ調査がほぼ終わったということで、平成22年度は最も懸念されるところから始めていくというご説明だったかと思うんですけども、ほかに終わった時点でまだこれからもう少し心配されるところがあるよとかいうふうなところが何か所かあるんでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

カメラ調査の結果、最も悪いところをまず1カ所、非常に悪いところが約50メートル程度ございます。その部分からまず始めていきたいということですが、ほかのところにつきましては状況を見ながら判断していきたいというふうな形をとりたいと今現在のところ考えております。といいますのは、その50メートル区間につきましては管渠の閉塞及びクラックによる地下水の流入等が発生しておりまして、非常に危険な状態で、路面へも影響が出てきているというふうな形ですので、その部分について最悪な部分だけはかえていきたいと考えておりますけれども、何せメートルで80万円程度事業費が要りますので最小限度に抑えて工事はしていきたいと考えております。その他のところにつきましては、現状を十分に観察しながら可能な限り今現在の管渠清掃等も行いながら使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長(佐々木寿幸君) 2件ありがとうございました。

承認4-15ページでちょっと訂正をお願いいたします。先ほどの特環の分で承認4-15ページなのですが、歳入で「8款 市債」となっておりますが「7款 市債」ですので、そちらのほうに訂正、ミスプリントでございます。よろしくをお願いいたします。

承認第5号を提案させていただきます。

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇慎夫

専決処分事項

平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

承認5-3ページをお願いいたします。

平成21年度香美市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,600万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,167万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

以下につきましては、承認5-18ページの提案説明書を朗読させていただきます。提案説明とさせていただきます。

平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)提案説明書

今回の補正予算は、県支出金及び市債の額が確定したため平成22年3月31日付けで専決処分しました。

補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から1,600万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,167万円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

(歳入)

1款 分担金及び負担金

分担金 96 万円を追加しました。

3 款 県支出金

農業農村環境促進費交付金 11 万円を減額しました。

5 款 繰入金

一般会計繰入金 44 万円を追加しました。

6 款 諸収入

雑入 100 万円を減額しました。

7 款 市債

農業集落排水事業債 820 万円を減額、過疎対策事業債 810 万円を減額、総額 1,630 万円を減額しました。

8 款 使用料及び手数料

手数料 3,000 円を追加しました。

(歳出)

1 款 農業集落排水事業費

農業集落排水事業費で 50 万円を減額、農業集落排水施設費で 1,540 万円を減額しました。主に、入札減によります工事請負費の減額によるものでございます。

2 款、公債費で 10 万 7,000 円を減額しました。

平成 21 年度事業で管渠の 3 分の 2 程度が逆川地区の部分は終わりました、平成 22 年度は処理場本体の建設工事に入りたいと考えております。国の管渠工事につきましては、平成 23 年度に管渠工事の最終を行いまして、平成 24 年度からは供用開始で行っていききたいというふうな事業計画どおり、現在のところ計画どおりに進んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第 5 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 9、承認第 6 号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成 21 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）

承認6-3ページをお願いします。

平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成21年度香美市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,574万6,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,277万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認6-4ページから承認6-13ページまでは、承認6-14ページの提案説明書
を朗読して説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算（第2号）提案説明書

歳入歳出補正予算は、国庫支出金、諸収入が追加になり、支払基金交付金、繰入金は
減額のため専決しました。

歳入歳出補正予算の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は
ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、承認第6号は、原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

承認7-3ページをお願いします。

平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

平成21年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,313万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,886万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認7-4ページから承認7-28ページまでは、承認7-29ページの提案説明書を朗読して説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）提案説明書

歳入歳出補正予算規模は3億2,313万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億1,886万1,000円としました。

今回の第4号補正予算は、国庫支出金や療養給付費等交付金の交付額の確定や、保険給付費等の実績見込額の減額などにより、専決しました。

歳入歳出の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番です。1点だけお聞きします。

承認7-11ページですが、財政調整交付金の減額ですが、これもう大体これで調整

交付金の額が確定したということですが、この調整交付金、平成21年度は収納率に対するのではないですね、収納率大丈夫ですね。そうすると医療費助成の分だけですか、これの中身をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えさせていただきます。

財政調整交付金については、平成21年度確定によるものです。それで、収納率等の関係ですけれども、国が1%減額、下げましたので、収納率による交付金の減額ということにはなっておりません。

以上です。

中身というのは、平成21年度の総額ということですが、中身というのはどういふことですか。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 勘違いしてるんじゃないとは思いますが、私が、これ調整交付金、この3億8,400万円ですが、これが確定、調整交付金が香美市の国保会計にこればあ来たということですよ、交付されたということですよ。この減額の5,743万9,000円の理由といいますか、収納率に対するものでないとしたらあとはどういふものですか、医療費助成に対する部分のものでしょうか。見込み違いなのかどうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 当初の予算より少なかったということで、いうたから見込み違いということでもないんですけども予算より少なかったということです。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） わかりました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、討論終わります。

これから、承認第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

承認8-3ページをお願いします。

平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）

平成21年度香美市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,075万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,114万1,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

承認8-4ページから承認8-35ページまでは、承認8-36ページの提案説明書を朗読して説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の主なものは、計画保険給付費に比べ、給付実績額が減額見込となるためです。これにより生ずる黒字相当額は、事業運営基金積立金として積み立てるよう計上しました。

歳入歳出の款ごとの概要は、以下のとおりです。

以下、省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。税務課長、高橋 功君。

○税務課長(高橋 功君) 承認第9号をご提案をいたします。

承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)等の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

改正文は省略いたしまして、主な改正点につきましてご説明をいたします。

承認9-6ページでございます主な改正といたしまして、年少扶養親族、16歳未満に係る扶養控除の廃止、平成24年度から適用でございます。

特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止、平成24年度から適用でございます。

同居の特別障害者加算の改組、扶養または配偶者控除の同居特別障害者加算23万円を特別障害者控除へ振りかえる。これも平成24年度から適用でございます。

生命保険料控除を改組し、各生命保険料控除合計適用限度額を7万円とする。新たに介護医療保険料控除を設ける。これは平成25年度から適用でございます。

たばこ税の税率の改正。旧3級品以外の製造たばこの税率を、現在1,000本当たり3,298円を1,000本当たり4,618円とする。これは平成22年、今年の10月1日から適用というふうになっております。

主な内容としては以上です。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番。まず、最初に、この条例改正についてですけども、専決になじむかということをお尋ねしたいと思います。

もちろん国の法改正に伴うものでありますけども、中身は住民負担、市民負担を伴うということですので、私の見解としては継続性がありますので必要最小限な専決

を行っておいて、ほかは先ほど課長のほうが述べられました、ちょっと先の部分がありますよね、平成24年とか、近々でもたばこ税の改正も本年度の10月1日からということについては本来議案として出すべきものではないかというふうな私は考えを持っておりますが、そこら辺は例年この時期になりますと国の税改正等に伴ってこういうふうな専決で出てきたというふうな記憶もあるんですけど、課長としてはそこら辺のところの認識はどう持たれているのか、お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

この税条例の改正につきましては、当然上位法の地方税法の改正を受けて行います。地方税法が3月31日に公布されまして、国会を通り、3月31日に公布やったと思っておりますが、それを受けて専決というふうにしております。上位法と香美市税条例がその施行の日が異なるということについては、同じ日に施行するべきやと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 同じ日ということであったわけですがけれども、私は、実際問題、市民負担等が全然変わらないのであれば、もちろん上のほうが決まっているから条例等もそれとすべて合致しなければならないというのであれば条例の必要性はないわけでありまして、実際条例というのはやっぱり法の中でも地方自治体がさまざまな工夫を加えられるという部分があるかと思うんです。そのときに子ども手当の関係で年少扶養親族33万円がなくなって、それから高等学校の無償化に対してその上積み分の12万円がなくなるということはかなり負担が要するというふうに考えるわけです。要ることは3月議会でも私伺いました。実際そういうことを考えたときには、やっぱり議案として精査する必要があるんじゃないだろうか。何ぼ上が決まっても、極端に言えば地方自治体としてその部分は何らかの減免対策をするということは考えられないこともないかもしれんわけです。そこら辺のことについて課長はどういう認識を持ってるのか、再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 地方税法との絡みになってきますけれども、地方税法で定められておるものについては税条例は合致しなければならない。ただ、裁量が地方自治体にあるものについては、当然それは地方自治体の議案提出で議会へ提出ということになるかと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、地方税法の中で決められたものにつきましては、同じ施行日にするというのが妥当というふうに考えます。

ちなみにこの扶養親族の条例改正につきましては、これは条例改正の中へ出てきません。条例の中でうたっておる分につきましては、これは地方自治法の中の部分を規定するというような規定ですので、地方税法が決まりました段階でもう既にこの条例改正の

中に含まれませんけれども、税法の中では扶養控除はもう既に効力を発しちゅうということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） そのことはもちろんわかるんです、12万円とか33万円の金額が出てないのでそれはわかるんですけれども、実際のところ最後に聞きたいのは、分離して、逆にしたら、それであるならその部分に関しては上位法が変わってるものでその法の分をつなぐだけでいいというふうに私は認識するんですが、専決になじむかなじまないかという点についてはこういう方法を今後もとっていくのか、その点だけ確認しておきます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

地方税法等の改正が4月1日施行ということであれば香美市税条例も3月31日の専決により4月1日施行というのが、そのような方法が妥当というふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。

日程第13、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

専決処分事項

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の公布により、国民健康保険税の賦課等に関し規定の整備を行うのに伴い、次のとおり専決処分する。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇槇夫

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

以下は省略させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎。これもまず最初に専決になじむかという点についてお尋ねします。

言われる説明のとおり地方税法等の一部を改正する法律の公布によりとなってるんですけども、実際中身は上限の引き上げ含めてさまざま出てるわけです。また、特定の部分の減額幅を下げるとかいう部分は、これは後期高齢者の関係やったというように見えてるんですが、実際のところかなりこの間国保分、介護分、後期高齢者支援金分といういろいろ上限も上がってきてるわけですが、実際対象自体は余り多くはいなかったというふうに前回も聞いたときには伺ったんですけど、やはりこれがどんどんどんどんエスカレートしていきますと、もちろん社会保険等に参加してる人も大変ですが国保の人もしっかり中所得者以上の方も大変になっていくというふうに思うんですが、実際ちょっと専決になじむかという点と、もう1点は、そこら辺の課長としての認識、その点をまずお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えいたします。

税務課長も答弁したと思いますけれども、やっぱり上位法に倣って4月1日からの施行ということで専決をするのが適当ではないかというようには考えております。

それと、年々でもないですけども上限額がだんだん上がっていくということは、確かに高額のを納めている方にとっては負担になるということにはなろうかと思えます。ただ、そうすることによって低所得者、中間の所得の方々の全体として負担の軽減になろうかというようには考えます。一般的に医療費の約3割ぐらいは国保税で賄っておりますので、医療費が上がれば負担もふえるということにはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 現行と改正案との比較表もいただいているわけですけども、そこで、特定世帯の部分で見ますと特定世帯以外は変わってないんですけど、特定世帯については平等割なんかにしても半額以下になるとか、さまざまな後期高齢者支援金分の制度改悪もされてるわけですけど、そこら辺実際世帯主さんが後期高齢者、配偶者の

方が国保という場合に、そういう部分で今、課長が言われた答弁であればそうやって上の人の上限が上がることによって保険料等を抑えることができるのであるんやったら、なぜここで後期高齢者支援分、制度自体違うんですけど、実際のところはこういうような負担増になっていくのか、その点について1世帯当たりの負担増をちょっと出していただきたいのと、見解を求めます、あわせて。

○議長（中澤愛水君） 再度質問をまとめてお願いします。

（保険課長、岡本明弘君、自席から「意味がちょっとわからんですけど」と発言する）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 議事録の関係ありますので、前言を取り消して再度お尋ねします。

1つは、いただきました現行と改正案の中身を見ますと、特定世帯以外の世帯については金額は変わってないと。ただ、特定世帯については、減額幅が今まで平等割につきましては1万2,800円あったもんが5,250円と半額以下になってると、減額幅が。そういうふうな状況が先ほど課長が答弁された中身と食い違うんじゃないですかということが1点あります。

だから、2点目に、そういう世帯主が後期高齢者制度に移行をされて…。その分はえいです。その点について見解をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません。言われているご質問は、第21条第1項の関係、第21条の関係だと思いますが、申しわけありません、ここの部分は数字が誤っておったために実勢に合わせたものでして、今回の改正とは直接違います。特定世帯の関係については誤っておりましたので時世に合わせました。

それで、今回の地方税法の法律の改正によって改正した分は、第2条の部分と、上限の部分と、それから第21条の2、これを加えた分、第21条の2以降が関係をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） このいただいた資料が情勢に合わせたということの理解がちょっとしかねますので再度お尋ねします。

以前聞いたとき、以前の質疑でもあったと思うんですが、これだけ減額されるんやということ条例上はうたったらと言ったら、いや、条例上は減額する幅をうたってるんやというふうな質疑をした記憶があるんです。だから、時世に合わせたと言うがは、これは金額が右と左で異なってますけれども実際は変わらないということですね。その文言が減額幅を取り上げてないというのであればどこにその文言が出てくるのか教えていただきたいと思います。承認10-1ページの第4項の下に国民健康保険税の減額ということで文章が書かれていますので、これが減額幅というふうには私はとらえますが、金額

が違うのはどこにそれが示唆されてるのか再度伺います。

- 議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。
（午前 11 時 00 分 休憩）
（午前 11 時 02 分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
保険課長、岡本明弘君。

- 保険課長（岡本明弘君） 申しわけありません。今までの条例の特定世帯について記述が間違っておりましたので、実勢に合わせて今回改正するものです。

- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
4 番、大岸眞弓君。

- 4 番（大岸眞弓君） 承認第 10 号で最高限度額が 47 万円から 50 万円に引き上がるということで、これによって低所得者の方で一定減免というか税が減額される方もおいでになるんだというふうな今、課長ご説明やったかと思うんですけど、この最高限度額の 47 万円が 50 万円に引き上がる方の世帯数ってどれぐらいかわかりますか。所得に応じてかと思うんですけども。

- 議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

- 保険課長（岡本明弘君） 世帯数ということですが、試算をしてみんとちょっとわからんですけども、今まででは大体 200 世帯前後だったように思っております。
それと、ちょっと誤解があるかもしれませんが、税率は変わりませんので、高額が上がることによってその分だけ全体の負担がその人たちにはかかるけどそれから下の人たちには基本的にはかからなくなるよということであって、税率は変わりません。いうたら税率をそのために下げることも可能ですけども、その分、上がった分だけ下げることは可能ですけども、医療費が伸びておりますので当然赤字になってますので、税率は本当は上げないかんけど今据え置いている状態ではあります。上限額を上げることによってその分だけ全体、薄いんですけどもその分だけ抑えられるということであって税率変わらんですので、中間層、減額になりゆう人らあの金額というのは変わりません。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、承認第 10 号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

日程第14、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。税務課長、高橋 功君。

○税務課長(高橋 功君) 承認第11号をご提案をいたします。

承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇慎夫

専決処分事項

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)の一部改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年3月31日専決、香美市長 門脇慎夫

香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、過疎地域に係る事業の「ソフトウェア業」が「情報通信技術利用事業」に改められました。

それと、この課税免除の適用期限が平成22年3月31日から1年延長になりまして平成23年3月31日になりました。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) 10番です。

この情報通信技術利用事業というのは、具体的にどういったような事業でしょうか。

○議長(中澤愛水君) 税務課長、高橋 功君。

○税務課長(高橋 功君) この新たになりました情報通信技術利用事業につきましては、内容はいわゆるコールセンターでございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、承認第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第11号は、原案のとおり承認されました。

暫時10分間休憩いたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどのちょっと答弁があるようでありますので、保険課長から答弁をいたします。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認1-41ページ、福祉医療費過年度分返納金の内訳はというご質問いただいておりました。わかりましたのでお答えをさせていただきます。

ちょっと細かくなりますので、1,000円以下は省略をさせていただきます。まず、四国銀行健康保険組合へ1,696万2,000円、これが一番大きいです。それから後期高齢者広域連合からの分が152万円、それから刑務共済組合からが8万2,000円、それからカシオ健康保険組合からが12万2,000円、それと国保からの分が656万8,000円、それと個人へ行っておった分が26万2,000円。福祉医療ですので、ひとり親、障害、高齢障害、乳幼児等です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 日程第15、議案第43号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは、議案第43号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中、表の中を読み上げさせていただきます。「市長77万円、副市長64万円、教育長60万5,000円」を「市長74万円、副市長61万5,000円、教育長58万1,000円」に改める。

附則

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

提案理由

香美市議員報酬及び特別職給料審議会の答申をふまえ、現下の情勢と市財政に見合った適切な報酬にするため本条例を改正するものである。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。1点だけ。

市長におかれては4%程度の減額になるわけですが、審議会の中で適切な報酬という部分でどのような審議がなされたのか。結構、額でいうと3万円ということですけども、副市長、教育長に当たっては2万5,000円ぐらいというふうには考えるが、そのところの審査の中身もう少し具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 審議会の中につきまして詳しく申し上げることは適切でないというふうに考えますので、給料審議会から答申が出ておりますので、そのことに関してご説明を申し上げます。

給料審議会は、4月26日に答申をされておりました、1番目に、特別職報酬等の改定表の中に具体的に数字を入れて答申されてます。

2番目に、適用年月日については平成22年6月1日というふうに。

3番目に、意見といたしまして、1つ目に、議員報酬については、香美市より低い報酬等の市は室戸市だけで、今年9月には改選され議員数も減るので、現状維持とする。

2つ目として、市政を取り巻く昨今の厳しい社会情勢並びに市財政状況からは、本市においては行政改革をいつときも停滞させることなく、さらに推進することが重要となっている。今日まで市長を先頭に行政改革を推進するとともに、将来を見据えた市政を展開してきた。さらに積極的な行政を推進する上で市長等の報酬については、現下の情勢と市財政に見合った適切な報酬に減額することは市民への積極的な意思表示になると判断する。

3つ目としまして、市長、副市長、教育長、それぞれ一律4%程度の報酬を減額し、実施時期は直近の臨時議会で議決を経た6月1日とする。なお、執行機関及び議決機関は、この答申を尊重し遵守されるよう要望する。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 意見以外のことは言えないということですけども、実際のところこの間収入役制度もなくなってという部分もあります。そういうことは全然意見等には出てなかったわけですが、4%という数字が妙に、よく今の意見の中からもわ

からないという部分もあるところですが、その背景は市職員等も含めた部分なのか。議員についての記述もあったわけですが、そこら辺のところはもう意見として述べられてない以上はお聞きすることはできないものなのか、お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 金額、パーセントにつきましては、委員の方々の大所高所からのご判断でございますので、私から申し上げることはできません。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 審議会については説明が総務課長からあったわけですが、その中でさっきも言われたように、この理由にも書かれておりますように現下の情勢と市財政に見合った適切な報酬ということは、審議会がどこまでその財政状況について承知をされておったのか私はちょっと疑問に思うところでございます。合併の効果というものがいかに出ておるかということもあらわれておるわけですので、県下の状況を見ましても、これは決して私は香美市の特別職が高いとは思っておらないわけですので、それを総務課長に聞いてもそらわからんと思っておりますので、財政状況についてどのように判断するか、そういった財政状況のこの資料も提出をしてあったのか、それだけお聞きしたいと思う。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 端的にお答えをいたします。

県下の報酬状況については資料として提出させていただきましたが、財政状況に関する資料については提出をしておりませんが、委員の皆様方の見識の中でご判断いただきました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。賛成多数であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第16、同意第1号、副市長の選任についてから日程第20、同意第5号、教育委員会委員の任命についてまでの案件は、人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第5号までは、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

日程第16、同意第1号、副市長の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第1号、副市長の選任について

香美市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町菰生野328番地

氏 名 明石 猛

生年月日 昭和24年1月1日

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

副市長の石川晴雄氏の任期が平成22年5月24日をもって満了するため、新たに香美市副市長を選任しようとするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第17、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第2号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町小川339・340合番地

氏 名 福留通彦

生年月日 昭和18年3月14日

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

監査委員、福留通彦氏の任期が平成22年5月24日をもって満了するため、再任しようとするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第18、同意第3号、監査委員の選任についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第3号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町新改871番地1

氏 名 三木象二

生年月日 昭和21年7月25日

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

監査委員、大岸啓郎氏の任期が平成22年5月24日をもって満了するため、新たに香美市監査委員を選任しようとするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第19、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町久次49番地1

氏 名 明石俊彦

生年月日 昭和21年5月12日

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

教育委員会の委員、明石俊彦氏の任期が平成22年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第20、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第5号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市物部町頓定277番地

氏 名 公文 裕

生年月日 昭和25年10月2日

平成22年5月14日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

教育委員会の委員、公文 裕氏の任期が平成22年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これから、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第21、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

本選挙については、現在の選挙管理委員会委員の任期が5月25日をもって満了するため、地方自治法第180条の5及び同法第181条並びに同法第182条の規定に基づいて、おのおの4人ずつの選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員を選挙する必要があります。

お諮りをします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によっ

て指名推選としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをします。指名の方法については、お手元に配付をしております候補者名簿によって議長が指名することにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、候補者名簿によって議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員会委員を指名いたします。1番に熊瀬東作君、2番、森田幸典君、3番、松尾禎之君、4番、西 幸恵君、以上の方を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊瀬東作君、森田幸典君、松尾禎之君、西 幸恵君、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員を指名いたします。第1位、浅野悦子君、第2位、水田義郎君、第3位、萩野泰三君、第4位、岡本由美君、以上の方を指名いたします。

お諮りをします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1位、浅野悦子君、第2位、水田義郎君、第3位、萩野泰三君、第4位、岡本由美君、以上の方々が選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

これで選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

以上で、今議会に付議された議案はすべて議了し、全日程を終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

この臨時会が終わりますと間もなく梅雨の季節を迎え、6月定例議会も控えております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、市民全体の代表としての立場を十分自覚し今後の議員活動に邁進されますように、あわせて香美市の発展のため市民の代表者としての責任を果たしていかれますようお願いをいたしまして閉会のあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年第3回臨時会に提案をさせていただきました報告事項、また承認事

項等すべて決定をいただきまして、ありがとうございました。また、議案第43号につきましてもご決定を賜りまして、ありがとうございました。また同時に、先ほど行われました人事案件におきまして5件の人事案件、これらにご同意をいただきまして、ありがとうございました。

特に今回副市長の選任、また監査委員の選任等今後の4年間の香美市政を運営をするに当たり、そうした人事案件を提案をさせていただいたところでございます。私も皆さん方のご支援をいただきまして4月9日から2期目の仕事をさせていただいておるわけございまして、それにつきまして副市長の選任をする、石川副市長が任期満了が来るわけございまして、それに対しましてご意思の確認をさせていただきましたところ、健康上の理由からこの任期満了をもって辞したいという決意がございました。それを受けまして、新しく明石 猛氏にお願いをすることとなったわけでございます。

石川副市長につきましては、平成14年10月から旧土佐山田町助役としてご就任をいただき、そして平成16年4月には私が町長に就任をいたしましたので、その後も引き続いて平成18年2月末日まで、合併まで旧土佐山田町の助役を務めていただいたわけでございます。そして、平成18年5月からは初代香美市副市長としてご就任をいただきまして、約8年間の助役また副市長としてのお務めをいただいたわけでございます。私自身が大変行政に対しましてふなれでございまして、また同時に未熟な者でございまして、本当に石川副市長には旧土佐山田の私自身の町長の時代から助役として本当に右腕以上に私自身を助けていただきました。本当に感謝にたえない次第でございます。今後は、どうぞご健康にご留意をいただきまして、また折に触れこの香美市の今後ともの発展のためにご協力、ご支援をいただきたいと思いますというふうに思う次第でございます。

また、新しく選任をいただきました明石さんにつきましては、長らく旧香北町で助役もなされておられました。そして、香美市になりましてからこの3月まで収入役を務めておられました。満幅の信頼をもって今回ご選任をしていただいたわけでございます。ともに頑張っていきたいというふうに思っております。

また、監査委員のほうでは、大岸監査委員さんが任期満了をもって退任をされることとなりました。大岸さんにおかれましても平成10年から今日まで旧土佐山田町の監査から始まり、香美市の監査役として約11年余りの監査委員を務めていただきました。大変こうした複雑な時代の中で複雑多岐にわたる会計の監査事務として大変ご苦労をおかけをしたというふうに思っております。大岸さんにも今後とものご健勝であられませんかことを心からご祈念をさせていただく次第でございます。

こうして先ほどの同意によりまして新たな体制が整いました。また気持ちを新たにしましてこの香美市の行政運営に携わってまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成22年第3回香美市議会臨時会を閉会をい

たします。

(午前 11 時 48 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 3 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成22年第3回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月14日 （金）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議録署名議員の指名・ 会期の決定・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決・ 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成22年第3回香美市議会臨時会）

平成22年第3回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1. 臨時会の会期及び会議について

- （1）会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2）会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3）同意案（人事案件）については、質疑、討論を省略します。

2. その他の協議事項

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は、指名推選で行います。

平成22年5月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市一般会計補正予算(第8号)	原案承認	22. 5. 14
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	〃	〃
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市老人保健特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	〃	〃
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	〃	〃
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認第11号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第43号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	〃
同意第1号	副市長の選任について	原案同意	〃
同意第2号	監査委員の選任について	〃	〃
同意第3号	監査委員の選任について	〃	〃
同意第4号	教育委員会委員の任命について	〃	〃
同意第5号	教育委員会委員の任命について	〃	〃